

# ホームヘルプサービス

指定居宅介護事業所  
指定同行援護事業所  
指定重度訪問介護事業所

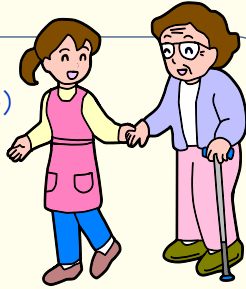
## (居宅介護)

ホームヘルプサービス(居宅介護)は、障がいのある方のご自宅をホームヘルパーが訪問して、その方が自立した日常生活を送ることができるよう、食事、排せつ、入浴、着替、移動、生活動作の介助などの『身体介護サービス』や食事の支度、掃除や洗濯、生活必

需品の買物などの『家事援助サービス』を行います。身体介護サービスは、在宅での介護を毎日支える必要性から、365日、朝8時から夜9時30分まで提供しています。お気軽にお問い合わせください。

## 身体介護サービス

- 排泄の介助(おむつ交換、トイレ誘導等)
- 体位交換(床ずれ予防)
- 食事の介助
- 衣類の着替え
- 入浴の介助、洗髪
- 身体の清拭(身体をふくこと)
- 整容、歯磨き
- 移動、外出の介助(ベッドから車いすへの移乗、通院介助等)
- 通院介助 など



## 家事援助サービス

- 衣類の洗濯
- 食事の支度(調理、配達)
- 住居等の清掃・整理
- 生活必需品の買い物
- 病院等の連絡 など



上記の他にも、重度視覚障がいのある方の外出時における移動の介護等を行う「同行援護」や重度肢体障がいのある方等の生活全般にわたる援助を行う「重度訪問介護」を行っています。また、敦賀市委託事業として、障がいのある方が社会参加等を目的とする外出の際の移動を支援する「移動支援事業」、介護給付の対象とならない障がいのある方に家事や日常生活上の必要な支援を行う「生活サポート事業」を行っています。ご利用についてはお問い合わせください。

## 営業のご案内

営業日 毎日(年中無休)  
営業時間 午前8時～午後9時30分



お問い合わせ・利用のご相談は

敦賀市社会福祉協議会指定訪問介護事業所

電話 22-7222(直通) 22-3133(代)

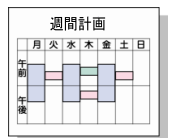
敦賀市東洋町4番1号  
敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」内

## サービスの利用について

障害者総合支援法による障害福祉サービス(居宅介護[ホームヘルプサービス]、同行援護、重度訪問介護、生活介護[デイサービス]等)・地域生活支援事業(移動支援事業、生活サポート事業等)を利用するためには、市町村に支給申請を行う必要があります。障害福祉サービスの利用については、市町村の指定を受けた特定相談支援事業所でケアプラン(サービス等利用計画)の案を作成し、ケアプランの案と関係書類を市町村に提出して支給決定を受ける必要があります。手続きの方法や特定相談支援事業所に関する情報は、敦賀市社会福祉協議会までお問い合わせください。

また、訪問看護サービス、訪問入浴サービスの利用の申し込みに関しては、敦賀市社会福祉協議会まで直接お問い合わせください。

なお、65歳以上(特定疾病の場合、40歳以上の方も含まれます)で障がいのある方は、原則として介護保険制度でのサービスのご利用となります。ご了承ください。



障がいのある方の在宅サービス利用のお問い合わせは

社会福祉法人 敦賀市社会福祉協議会

電話 22-3133(代) ファックス 22-3785

ホームページ <http://tsurugashishakyo.ec-net.jp/>

〒914-0047 敦賀市東洋町4番1号  
敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」

社協事務所位置図

